

工事起工 概要書

						課長	補佐	係長	審査	設計者
執行年度	平成 29 年度									
工事番号 工事名	第 29-11-002-W-001号 平成 29 年度砂町・大徳地区排水路工事 起工 設計書									
工事場所 又は履行場所	龍ヶ崎市 大徳町 地内									
施工方法	請負					原契約年月日	年 月 日			
工期又は 履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで 80 日間 契約の日									
受注者	(検査期間 14日間を含む)									
費目	起工	第1回変更	増減(Δ)		変更請負に付する工事価格 = 変更積算工事価格 × 請負比率 請負比率: $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 - 円 請負比率 - 変更工事価格 - 円					
起工額										
請負(委託) に付する額										
工事(業務) 価 格										
測量試験費 又は工事雑費										
消費税相当額										
請負(委託) 決 定 額										
工 事 概 要										
内 容		規格 1	数量 1	単位 1	規格 2	数量 2	単位 2	規格 3	数量 3	単位 3
施工延長		60.0m								
Φ600 VU管布設工		53.5m								
コンクリート打設		53.5m								
集水樹設置		3箇所								
変更理由										

位置図



縮尺 1 : 2500

工事数量総括（内訳）表

第 29-11-002-W-001 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金額	細別内訳
河川改修			1	式		
排水構造物工			1	式		
作業土工			1	式		埋戻し 22.000 m3
構造物とりこわし工			1	式		構造物とりこわし工 1.350 m3
集水枡・マンホール工			1	式		1200×1200×1280現場打ち集水枡 1.000 箇所 600×1200×1180現場打ち集水枡 1.000 箇所 600×1200×1150現場打ち集水枡 1.000 箇所
管布設工			1	式		排水管敷設 53.500 m
コンクリート工			1	式		コンクリート打設 7.200 m3
仮設工			1	式		
水替工			1	式		ポンプ排水 8.000 日
直接工事費計			1	式		
共通仮設費（率計上）			1	式		
共通仮設費計			1	式		
純工事費			1	式		
現場管理費			1	式		
工事原価			1	式		
一般管理費等			1	式		
工事価格			1	式		

工事数量総括（内訳）表

第 29-11-002-W-001 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金額	細別内訳
消費税相当額						
			1	式		
請負工事費						
			1	式		

特記仕様書

この特記仕様書は、平成29年度砂町・大徳地区排水路工事に適用する。

(工事数量)

- 1 当該工事における工事数量は、「工事数量総括(内訳)表」のとおりとする。

(工程関係)

- 2 本工事は、通常の施工時間帯(AM8:30~PM5:00)で行えるものとするが、施工時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議する。
- 3 本工事の期間は、雨天・休日・年末年始等16日を見込み、契約の日から80日間とし、検査期間14日間を含むものとする。
また、工事に係わる試掘、及び、資材・仮設材の搬入等は、地元への工事についての説明、その他関係機関との調整等が済んでからとする。

~~(電子納品対象工事)~~

- ~~4 本工事は、電子納品の対象工事とする。~~

- ~~5 実施内容は以下のとおりとする。~~

~~1 電子納品(成果品の電子化)~~

- ~~工事写真について、電子媒体等で納品する。~~

- ~~6 電子納品の対象となる成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン(案)」に基づくこととする。特に写真帳の作成に当たっては、「デジタル写真管理情報基準(案)」に基づく。~~

- ~~7 電子納品対象成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R)2部及び写真管理基準(案)「デジタル工事写真による提出頻度」に基づき作成された紙媒体1部とする。~~

- ~~8 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。~~

- ~~9 受注者は、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。~~

~~(CORINSへの登録)~~

- ~~10 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があ~~

った日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない（ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

(公害対策関係)

11 舗装切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業においては、取りこわし材の2次破碎作業を、現場内で行ってはならない。

12 この工事の使用機械のうち、下記機種については、排出ガス対策型とすること。また、現場代理人は、施工計画書に対策型機械の使用が原則化されている機械、規格ごとに対策型機械の製作会社名、形式を記載するとともに、使用する機械の写真撮影（指定ラベル又は型式が確認できるもの）を行い監督職員に提出すること。

なお、調達が困難な場合(竜ヶ崎工事事務所管内のメーカーの販売店及びリース会社に在庫がない場合)は、その旨の理由書を監督職員に提出し承認を受けること。その場合、機種によっては契約変更の対象とする。

※排出ガス対策型建設機械使用原則機種（一般建設機械）

機種	備考
バックホ	ディーゼルエンジン出力7.5～260kW(10.2～353PS)
トラクタショベル	ディーゼルエンジン出力7.5～260kW(10.2～353PS)、車輪式
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力7.5～260kW(10.2～353PS)
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5～260kW(10.2～353PS)、可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5～260kW(10.2～353PS)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5～260kW(10.2～353PS)、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5～260kW(10.2～353PS)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5～260kW(10.2～353PS)、ラフテレンクレーン
上記の機械を使用出来ない場合	平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たすことが確認された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすものとする。

(安全対策関係)

13 工事の施工に当たっては、「土木工事保安対策技術指針」に基づき、工事標識及びバリケードを設置し、適切な交通整理を行うものとする。

14 「枠組足場を使用する際は、手すり先行工法を採用するものとする。なお、施工者の都合により手すり先行工法の採用が困難な場合は、監督員と協議し適切な対応を図るものとする。」

(工事用道路関係)

15 運搬路に使用した、既設道路の舗装等の補修が生じた場合は、別途協議する。

—(分別解体等・再資源化等〔建設リサイクル法の対象建設工事〕)—

16 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という）に基づき、分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

—なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

—ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ■有——□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有——□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有——□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有——□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有——□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他（——）	その他の工事 □有——■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	施設の種類の種類	運搬距離
コンタリート	再資源化施設	工事現場から2.2. 0kmの施設
アスファルト・コンクリート	再資源化施設	工事現場から2.2. 0kmの施設

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、運搬距離、現場条件や数量の変更等が生じた場合は別途協議する。

~~17 請負者は、分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、再資源化等報告書により監督職員に報告することとする。~~

- ~~——・再資源化等が完了した年月日~~
- ~~——・再資源化等をした施設の名称及び所在地~~
- ~~——・再資源化等に要した費用~~

~~18 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。~~

(建設発生土、産業廃棄物関係)

~~19 本工事における建設発生土は、片道運搬距離10.0kmを見込んでいる。処理地確定後に監督職員と協議する。~~

~~——建設発生土は関係法令等の許可を受けた施設に搬入し、敷均しを行うものとする。~~

20 本工事から建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。なお情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

21 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々書面により委託契約する。もしも、請負者が運搬する場合は、自社のダンプトラックで行うこと。

なお、建設廃棄物の運搬距離は片道16.0kmを見込んでいるが、変更が生じた場合は別途協議する。

22 本工事は、簡易型建設副産物実態調査票（簡易型センサス）の対象工事であり、請負者は、工事着手時及び完了後速やかに監督職員の指示する建設副産物実態調査票「以下（調査票）という。」を作成し、調査票の写し及び電子媒体（CD-R）等を監督職員に提出するとともに、調査票を自社で保管するものとする。

(付近住民との対応)

23 工事施工に関して、付近住民との交渉を要する時、または、交渉を受けた時は、すみやかにその旨を監督職員に報告し、トラブルに発展しないように、対処しなければならない。

(施設の保全)

24 既設構造物また、農地・山林等を汚染したり、これらに損傷を与えた時は請負者の責任において復旧しなければならない。

(安全・訓練等について)

- 25 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
- (1) 本工事内容等の周知徹底
 - (2) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - (3) 本工事における災害対策訓練
 - (4) 本工事現場で予想される事故対策
 - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項

- 26 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(過積載防止対策)

- 27 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 28 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 29 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 30 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 31 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 32 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 33 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 34 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 35 施工に先立ち作成する施工計画書に、過積載防止対策を記載し、監督職員に提出するも

のとする。

(不正軽油使用防止対策)

- 36 工事現場における不正軽油使用防止対策について、下記事項を遵守すること。
- (1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
 - (2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
 - (3) 不正軽油を購入しないこと。
 - (4) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (5) 下請契約の相手方又は燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者又は、不正軽油を販売する者を排除すること。
 - (6) 現場では、県税事務所が行う使用燃料の抜取調査に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。
 - (7) 当該工事に関して、法令（地方税法）に違反していることが判明した場合は直ちに監督職員に報告すること。
- 37 施工に先立ち作成する施工計画書に、不正軽油使用防止対策を記載し、監督職員に提出するものとする。

(その他)

- 38 各構造物の設置位置等については、事前に監督職員と協議するものとする。
- 39 工事の施工に当たっては、「茨城県土木工事共通仕様書」・「茨城県土木工事施工管理基準」、その他各仕様書及び「茨城県リサイクル建設資材率先利用指針」に基づき、行うものとする。
- 41 現場代理人の兼務について。
- (1) 本工事の請負者は、本工事の現場代理人が他の一つの現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面により契約検査課に届け出るものとする。
 - (2) 兼務に当たっては、現場代理人は一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。
 - (3) 現場代理人を兼務することにより、現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼務の承認取消し、工事成績への反映、指名停止等必要な措置を講ずる場合がある。
 - (4) 既契約額又は予定価格が2,500万円未満の工事については現場代理人の兼務ができるものとする。ただし、兼務できる件数は2件までとする。
- 42 その他の事項については、その都度、監督職員と協議するものとする。

工事数量表

工種	種別	細目	単位	数量	摘要
排水構造物工					
土工					
埋戻					
	埋戻	砂 人力埋戻	m3	22.0	22.79 m3
構造物とりこわし工					
	構造物とりこわし工		m3	1.35	0.70+0.32+0.33
	コンクリート殻運搬		m3	1.35	
	コンクリート処分		t	3.00	1.35*2.35=3.17
集水柵打設工					
	1200×1200×1280 集水柵	基礎砕石(RB-40)	m3	0.70	4.66 m2
		コンクリート打設工 F18-8-25BB	m3	1.12	
		型枠工	m2	11.39	
	600×1200×1180 集水柵	基礎砕石(RB-40)	m3	0.14	0.90 m2
		コンクリート打設工 F18-8-25BB	m3	0.60	
		型枠工	m2	6.20	
	600×1200×1150 集水柵	基礎砕石(RB-40)	m3	0.14	0.90 m2
		コンクリート打設工 F18-8-25BB	m3	0.59	
		型枠工	m2	6.04	
	編鋼板製集水ますぶた	1300×1300 t=6.0 (2枚もの)	枚	2.0	
コンクリート工					
	コンクリートたたき	基礎砕石(RB-40)	m3	5.93	39.56 m2
		コンクリート打設工 F18-8-25BB	m3	2.97	
管渠工					
	管渠布設工	VU管 φ600	m	53.5	
	支管取り付け工	VU管 φ150	m	0.34	0.17*2
仮設工					
	水替工	作業時	日	8.00	
			現場	1.00	

埋戻数量計算書

測点	延長	断面積	平均積	掘削土量
B.P	0.0	0.56		
NO.1	20.0	0.29	0.425	8.50
NO.1'	0.0	0.29		
NO.1+17.7	17.7	0.43	0.360	6.37
NO.2+1.8	0.0	0.49		
NO.3	18.2	0.38	0.435	7.92
小計	55.9			22.79

管渠布設・コンクリート打設数量計算書

管渠布設

φ 600 VU管

延長

B.P ~NO.1 = 18.8 m

NO.1 ~NO.1+17.7 = 17.1 m

NO.2+1.8 ~NO.3 = 17.6 m

18.8+17.1+17.6= **53.5 m**

φ 150支管取り付け工

1箇所

0.17 m

2箇所

コンクリート打設

延長

B.P ~NO.1 = 18.8 m

NO.1 ~NO.1+17.7 = 17.1 m

NO.2+1.8 ~NO.3 = 17.6 m

18.8+17.1+17.6= **53.5 m**

コンクリート(F18-8-25BB)無筋

$0.05 \times 1.11 \times 53.5 - (0.0825 \times 0.0825 \times 3.14 \times 0.05) \times 2$

= **2.97 m³**

基礎砕石(RB-40)

$0.1 \times 1.11 \times 53.5 - (0.0825 \times 0.0825 \times 3.14 \times 0.1) \times 2$

= **5.93 m³**

集水桝数量計算書

1200×1200×1280集水桝

既存構造物とりにわし工

$$\begin{aligned} &(((1.41+0.6)*0.45*(1/2)-(1.11+0.45)*0.30*(1/2))+(1.41*0.827-1.11*0.827))*1.5 \\ &= \quad \mathbf{0.70 \text{ m}^3} \\ &0.70*2.35= \quad \mathbf{1.645 \text{ t}} \end{aligned}$$

基礎砕石(RB-40) t=15cm

$$\begin{aligned} &1.5*1.5*0.15 \\ &= \quad \mathbf{0.34 \text{ m}^3} \end{aligned}$$

コンクリート(F18-8-25BB)無筋

$$\begin{aligned} &(1.5*1.5*1.43)-(1.2*1.2*1.28)-(1.2*0.15*1.13)-(0.315*0.315*3.14*0.15) \\ &= \quad \mathbf{1.12 \text{ m}^3} \end{aligned}$$

型枠

$$\begin{aligned} &(1.5*1.43)*4+(1.2*1.28)*4-(1.2*1.13)*2-(0.315*0.315*3.14)*2 \\ &= \quad \mathbf{11.39 \text{ m}^2} \end{aligned}$$

1300×1300縞鋼板製集水桝蓋(2枚もの)

$$= \quad \mathbf{1 \text{ 枚}}$$

600×1200×1180集水桝

既存構造物とりにわし工

$$\begin{aligned} &(((1.41+0.6)*0.45*(1/2)-(1.11+0.45)*0.30*(1/2))+(1.41*0.700-1.11*0.700))*0.75 \\ &= \quad \mathbf{0.32 \text{ m}^3} \\ &0.32*2.35= \quad \mathbf{0.752 \text{ t}} \end{aligned}$$

基礎砕石(RB-40) t=15cm

$$\begin{aligned} &0.6*1.5*0.15 \\ &= \quad \mathbf{0.14 \text{ m}^3} \end{aligned}$$

コンクリート(F18-8-25BB)無筋

$$\begin{aligned} &(1.5*0.75*1.33)-(1.2*0.6*1.18)-(0.315*0.315*3.14*0.15) \\ &= \quad \mathbf{0.60 \text{ m}^3} \end{aligned}$$

型枠

$$\begin{aligned} &(1.5*1.33)*1+(0.75*1.33)*2+(1.2*1.18)+(0.6*1.18)*2-(0.315*0.315*3.14)*2 \\ &= \quad \mathbf{6.20 \text{ m}^2} \end{aligned}$$

1300×1300縞鋼板製集水桝蓋(2枚もの)

$$= \quad \mathbf{1/2 \text{ 枚}}$$

600×1200×1150集水桝

既存構造物とりにわし工

$$\begin{aligned} &(((1.41+0.6)*0.45*(1/2)-(1.11+0.45)*0.30*(1/2))+(1.41*0.732-1.11*0.732))*0.75 \\ &= \quad \mathbf{0.33 \text{ m}^3} \\ &0.33*2.35= \quad \mathbf{0.776 \text{ t}} \end{aligned}$$

基礎砕石(RB-40) t=15cm

$$\begin{aligned} &0.6*1.5*0.15 \\ &= \quad \mathbf{0.14 \text{ m}^3} \end{aligned}$$

コンクリート(F18-8-25BB)無筋

$$\begin{aligned} &(1.5*0.75*1.3)-(1.2*0.6*1.15)-(0.315*0.315*3.14*0.15) \\ &= \quad \mathbf{0.59 \text{ m}^3} \end{aligned}$$

型枠

$$\begin{aligned} &(1.5*1.3)*1+(0.75*1.3)*2+(1.2*1.15)+(0.6*1.15)*2-(0.315*0.315*3.14)*2 \\ &= \quad \mathbf{6.04 \text{ m}^2} \end{aligned}$$

1300×1300縞鋼板製集水桝蓋(2枚もの)

$$= \quad \mathbf{1/2 \text{ 枚}}$$

別 紙

参 考 資 料

この「資料」（本工事費内訳書・代価表・機労材集計リスト）は入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は、施工条件・地質条件等を十分考慮して、仮設・施工方法・安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。

なお、この「資料」の有効期限は、工事の入札日までとする。

本工事費内訳書

第 29-11-002-W-001 号

実施 起工 設計書

工事区分 工種 種別 細別 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
河川改修					
排水構造物工					
作業土工					
埋戻し	22.000	m3			
埋戻し 施工方法(現場制約あり),土質区分(土砂), 締固めの有無(有り)	22.000	m3			施工P 第0001号代価表
砂 埋め戻し用	29.000	m3			
構造物とりこわし工					
構造物とりこわし工	1.350	m3			
構造物とりこわし 構造物区分(無筋構造物),工法区分(人力施 工),施工規模による加算(3m3未満),時間的 制約を受ける場合の補正(無),夜間作業補 正(無)	1.350	m3			第0002号代価表
殻運搬 殻発生作業(Co(無筋・鉄筋)構造物とりこ わし),積込工法区分(人力積込),DID区間の 有無(無し),運搬距離(km)(DID区間無) (16.0km以下),費用の内訳(機械費,労務費 のみ)	1.350	m3			施工P 第0003号代価表
コンクリート廃材処理費(中間処 理施設) コンクリート塊(無筋)30cm以下	3.000	t			
集水枡・マンホール工					
1200×1200×1280現場打ち集水枡	1.000	箇所			
現場打ち集水枡・街渠枡(本体) コンクリート規格(18-8-25(高炉)),1箇所当りコ ンクリート使用量(1.09m3を超え1.15m3以下),養 生工の種類(一般養生・特殊養生(練炭))	1.000	箇所			施工P 第0004号代価表